

令和5年第2回高島市議会臨時会 開会挨拶

令和5年7月19日（水）11:40～

あらためまして、おはようございます。

本日ここに、令和5年 第2回 高島市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは開会にあたりまして、この機会に一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、今月上旬から国内で立て続けに発生しております記録的な大雨による災害に関しましては、九州北部地域から山陰・北陸、更には東北地域まで、国内各地で次々に大規模な水害の発生が報告されており、いずれの地域におかれましても、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族や被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

各地に顕著な大雨をもたらす「線状降水帯」に関しましては、地球温暖化の顕在化を示すものでありますが、その発生を正確に予測することは困難とされておりますことから、いつどこで発生してもおかしくないという高い防災意識を持って日頃から備えておくことが非常に重要と考えているところであります。

先般も市内において今津町北部やマキノ地域にだけ非常に強い雷雨が発生し、県道沿いのメタセコイア並木の一部が落雷で破損するという事案も発生いたしました。

幸い市民の皆様や観光客などを巻き込んだ大きな二次災害に繋がる事はなかったものの、異常気象をもたらす突発的な天候の異変に関

しては、大雨に限らず、このような落雷や突風、あるいは竜巻の発生などについても常に細心の注意が必要です。

さらに、スーパーエルニーニョ現象などによる、全国的な酷暑が報じられ、台風への備えなどとも併せまして、市といたしましては、引き続き適切な防災体制を整えてまいりたいと考えているところであります。

さて、そのような中で、本日の臨時議会に提案させていただきます案件は、専決処分に関する“報告案件”が3件、訴えの提起に関する“議決案件”が1件、そして“予算案件”が1件の計5件であります。

各議案の提案理由は後ほどご説明申し上げますが、訴えの提起に関する議決案件につきましては、普通地方公共団体が当事者となる訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号に基づく議会の議決を求めるものであり、また、予算案件につきましては、この訴訟に関する代理委任契約を締結するために必要な経費について、令和5年度高島市一般会計予算を補正するもので、市といたしましては、法律の専門家の指導を仰ぎながら、一日も早い債権の回収について必要な準備を整えて参りたいと考えておりますことから、議員各位におかれましても、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます、臨時議会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。